

千葉市公告第958号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月20日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度テレホンカード売払い契約

(2) 売払品の品目及び数量

品名	額面	絵柄	数量
テレホンカード	500円	千葉公園の蓮華亭 他	4,494枚

(3) 履行場所

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課

(4) 契約期間

令和5年12月20日(水)までに売払い契約の締結を行う

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受けの審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課

電話 043-245-5297

電子メール kohokocho.CIC@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所

令和5年11月20日(月)から千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「入札(見積)募集案件『物品』」のリンク

(https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/bupp_in/index.html)にある当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所

公告日から令和5年12月5日(火)までに、前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きし、令和5年12月4日(月)午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(3) 確認通知

令和5年12月8日(金)までに、申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札説明書等の交付

公告の日から令和5年12月8日(金)午後4時30分までに、前記4(1)の当事業の箇所からダウンロードすること。

6 質問書の提出及び回答

(1) 提出期間

令和5年11月20日(月)から令和5年12月8日(金)午後4時30分まで

(2) 提出方法

質問書(入札参加資格の確認を受けた者に配付)を、前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答期限

令和5年12月11日(月)

(4) 回答方法

当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和5年12月12日(火)午前10時00分(郵送の場合は、前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札及び開札の場所

千葉市役所本庁舎8階 M811会議室(場所、日時等を変更する場合は別途通知する)

(3) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席し、所定の入札書に必要な事項を記入し、入札参加者は、所定の「入札書」に必要な事項を記入し、記名・押印(法人の場合は実印、代理人は委任状使用印)の上、封筒に入れ提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書し12月11日(月)の午後5時00分までに書留郵便にて、前記3の契約事務担当課宛て必着のこと。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書の他、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、または内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 入札参加資格確認結果通知書(写し)

イ 委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

(5) 入札保証金

要。入札参加者は、各自の見積る入札金額の100分の3以上(1円未満切り上げ)の入札保証金を入札会場の受付で納付すること。(入札保証金は、銀行振出小切手による納付のみとする。)

ただし、千葉市契約規則第8条(昭和40年千葉市規則第3号)に該当する場合は、免除とする。

(6) 入札書に記載する金額

総価で行う。

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。

(7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(8) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

(1) 契約保証金

要。(契約金額の100分の10以上。1円未満切り上げ)ただし、千葉市契約規則第29条の規定に該当する場合は免除。

(2) 契約書作成の要否

要。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 詳細は、入札説明書による。